

**社会福祉法人湖陵福社会
費用弁償規程**

社会福祉法人湖陵福社会

社会福祉法人湖陵福社会役員等費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖陵福社会(以下「本会」という。)役員等に対して支給する費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償の支給)

第2条 費用弁償は、役員が次の各号に該当する場合に支給する。

- (1) 役員等がその職務を行うために旅行したとき。
- (2) 理事長が招集する理事会(役員会を含む。)、評議員会、監査会並びに本会運営に必要な会議等に本会へ出向したとき。
- (3) 監事が監査をするとき本会へ出向したとき。

(費用弁償の額)

第3条 費用弁償の額は、前条(1)に該当する場合は別表1、前条(2)に該当する場合は別表2、前条(3)に該当する場合は別表3による。

(費用弁償の重複)

第4条 同一の日に前条に規定する用務が2以上にわたった場合には、費用を重複して支給しない。

(旅費規程の準用)

第5条 前条に定めるもののほか、費用弁償の額及び支給方法その他の事項は、社会福祉法人湖陵福社会ハマナス保育園旅費規程の例による。

付 則

1. この規程は、平成14年11月1日から施行する。
2. この規程は、平成16年9月11日から施行する。
3. この規程は、平成24年8月25日から施行する。
4. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1

区 分	車 賃 (1kmにつき)	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)
県 外	実費	5,000円	13,000円
県 内	実費	3,000円	8,000円

但し、宿泊が決定している際はそれに従う。

別表2

区 分	金 額
費用弁償(1日につき)	1,000円

別表3

区 分	金 額
費用弁償(1日につき)	2,000円